

児童発達支援事業所 管理者 様  
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス利用等に関する  
3月サービス提供分に係る利用者負担及び報酬請求の取扱いについて

平素より芦屋市の障害児支援にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

特に、新型コロナウイルス対策として、学校園の臨時休業に伴い、各事業所におかれましては、開所時間の延長等に多大なご尽力・ご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年3月サービス提供分について、下記のとおりご請求いただきますようお願い申し上げます。

業務ご多忙の折、申し訳ありませんが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

■放課後等デイサービス事業所について

1. 対象者

芦屋市で支給決定を受け、受給者証の交付を受けている児童のうち、学校臨時休業中3月3日～3月25日にサービス利用があった児童

2. 令和2年3月サービス提供分の請求のながれ<4月10日までの作業>

(1) ご利用の請求ソフトで令和2年3月分の当初利用予定(学校等の臨時休業がなかった場合)に基づく「決定利用者負担額」を算出してください。(※利用者負担上限月額が0円の児童は(2)にすすんでください)

① 実績記録票の作成

当初の利用計画(臨時休業がなかった場合)に基づき、作成してください。

② 請求明細書の作成

臨時休業中の平日は、「授業終了後にサービスを行う場合」の単位数で、作成してください。この際、算出した「決定利用者負担額」を国保連請求や、実際の保護者への請求に利用してください。

③ 事業所の保管用として、①、②で作成した帳票を印刷してください。

※(1)の作業のデータは国保連に伝送請求せず、事業所で保管してください。

(2) ご利用の請求ソフトで実際の利用に基づく国保連合会への請求データを作成してください。その際に、「利用者負担上限月額①」へは、(1)②で算出した「決定利用者負担額」を入力してください。

#### ① 実績記録票の作成

利用実績に基づき、サービス提供実績記録票を作成してください。芦屋市では、3月2日のみ「提供形態」「1」、そのほかは臨時休業中や、長期休業期間中のため「提供形態」「2」になります。

※利用児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれて事業所を欠席し、事業所が電話等による支援をおこない、特例的に通常の報酬算定として請求する場合、開始時間・終了時間共に実際に電話等でサービスを提供した時間を記入し、備考欄に新型コロナウイルス感染症により特例的に電話等で支援をしたことが分かるように記載してください。

#### ② 請求明細書の作成

臨時休業日については、「休業日にサービスを行う場合」の単位数で請求明細書を作成します。その際、「利用者負担上限月額①」には、(1)②で算出した金額を設定してください。

(警告は出てしまいますが、そのまま送信してください)

<参考>

「利用者負担額②」・・・・・・・・・・・・・・・・総費用の1割

「上限月額調整(①②のうち少ない数)」・・・「利用者負担上限負担額①」と「利用者負担額②」のうち少ない方の額を記載

「決定利用者負担額」・・・「上限月額調整」と同額を記載

③ 事業所の保管用として、①・②を印刷して保管してください。

(3) (2) で作成したデータを国保連に伝送請求してください。

### 3. 5月8日までの作業 <3月3日～3月25日に利用された児童分対象>

後日、芦屋市ホームページに掲載される「新型コロナウイルス感染症対応にかかる放課後等デイサービス利用増加分シート」をダウンロードしていただき、記入の上、メールで提出していただく予定にしております。近日中に芦屋市ホームページに掲載予定です。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(提出していただいたデータは国庫補助算出データに使用いたします。)

### 4. 上限管理について

上限管理については、当初利用予定(学校等の臨時休業がなかった場合)に基づいて算出した「決定利用者負担額」を集計し、複数事業所の集計額が利用者負担上限月額を超過しないように管理します。

請求明細書の「管理結果額」と「上限管理後利用者負担額」は同額になります。

「上限管理結果」の数字欄（1～3まで）を入力しないでください。入力してしまうと、エラーが出る可能性があります。

## 5. 留意事項

芦屋市以外で支給決定がされている児童の請求方法については、支給決定がされている各市町村にお問い合わせください。

### ■児童発達支援事業所について

児童発達支援では、放課後等デイサービスと同じような利用が増加した分の国庫補助がないため、令和2年3月分に関しては、実際の利用に基づき、利用量増加分を含め国保連に請求してください。実際の利用に基づき、保護者に請求してください。

以上